

# 大和郡山 防災ニュース 5.3月

このニュースは、市内で防災に関わる住民の皆さんに、様々な取組や防災情報を提供します。

## 自治会・自主防災組織の皆様！ 「届出避難所」制度を開始しました！

「自治会の集会所は避難所に使っていいんですか？」

このようなご質問を時々承ります。

災害時における地域の集会所や自治会館などは、安否確認や要望事項の取りまとめを行う本部機能の設置や市指定避難所まで避難できない要支援者の避難場所などに活用できる重要な拠点になり得る場所です。

市ではこのたび地域の集会所等を避難所として登録して、災害時に活用していただく「届出避難所」制度を開始いたしました。

この制度は、市指定避難所とは別に、地域住民の安全を確保するため、自治会等が自主的に開設し運営する避難所として、市に届出を行いその登録を受けたものを「届出避難所」に認定するものです。

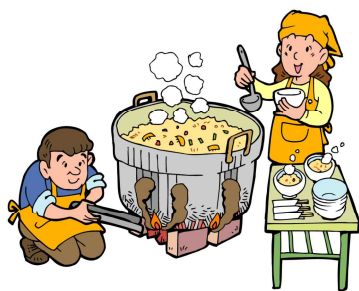
この制度により、市は災害時の避難状況をできるだけ正確に把握すると共に、避難所開設時の非常用食料などの配備で避難を支援します。

「届出避難所」として使用する対象の施設としては、自治会等が所有・貸借している集会所・自治会館等だけでなく、自治会と所有者もしくは管理者と使用を合意している民間企業や事業所のホールなどの施設でも登録は可能です。

なお、登録に当たっては当該施設が「浸水や土砂災害などの影響が比較的少ない場所にあること。」また「建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)に対応した施設であること。」が望ましく、これらを考慮の上使用する災害の種類を限定したり、使用時の安全点検マニュアルを準備するなど安全な使用に努めることが必要です。詳しくは、市民安全課までお問い合わせください。

また、市では、自治会がその周辺の企業団体が所有・管理する施設を避難所として提供を受けるときの協議の参考として「大和郡山市内及び市周辺の企業団体と市内自治会との避難所提供協定に係る参考マニュアル」を作成いたしました。

「大和郡山市届出避難所登録要綱」及び「大和郡山市内及び市周辺の企業団体と市内自治会との避難所提供協定に係る参考マニュアル」は、いずれも市ホームページに掲載いたしておりますので、どうぞご活用ください。



**片桐地区社会福祉協議会総務・安全安心のまちづくり部会主催防災イベントを行いました！** (裏面につづく)

去る2月25日、片桐地区社会福祉協議会総務・安全安心のまちづくり部会主催の防災イベントが開催され、社協役員及び自治会長並びに当該部会員の皆様合わせて約30名の参加がありました。

はじめに片桐地区社会福祉協議会 東川会長と総務・安全安心のまちづくり部会 松本部長のご挨拶があり、その後片桐地区で先進的な防災活動をされている小林住宅連合自治会の防災専門委員の村山さんから約45分間事例発表していただきました。自治会活動の中での防災活動のきっかけは、平成12年4月に発生した全焼4戸、半焼・一部損壊10戸の大規模火災でこれを教訓に自治会防災規程を制定し、自治会内に12名の防災委員を置くことから活動は始まりました。現在の主な防災活動は、3ヶ月毎の消火器点検と収納箱の錆落としと塗装、防災備品点検、毎年7月9日のナラ・シェイクアウトへの参加、消火器取扱教育、夏まつりでの防災フェアなどで、楽しみながら身に付く防災、初めての参加者を増やす、未来のリーダー育成、周辺自治会との連携などを今後の課題として活動されているとのことでした。資料には活動風景や備蓄倉庫、本部設置風景の写真を入れるなど、わかりやすい説明に参加者は皆聞き入り、「世代交代の秘訣は?」「防災フェアの内容は?」など途切れることのないたくさん質疑応答があり関心の高さを感じました。二部は会場をホールに移しての「防災



東川会長の開会の挨拶

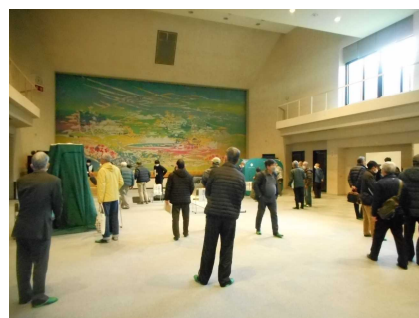


村山さんの講演

展示会」。パーテーションやダンボールベッド、簡易トイレなどの展示に加え、今回は昭和43年当時の台風による浸水風景から西日本豪雨まで、市内で過去に発生した災害の写真展にも関心が集まり、有意義なイベントとなりました。事例発表をいただきました村山さん、またご参加いただいた片桐地区社協及び自治会の皆様にはありがとうございました。



過去の災害写真・新聞展示



防災展示会風景

**このニュースは、市民安全課、市内の各支所、矢田コミュニティ会館、南部公民館で配布しています。また、市のHPでもご覧になれます。**

**大和郡山防災ニュース** 🔍 **検索**

**発行人 市役所市民安全課**